



大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、令和元年9月8日までに市長に意見書を提出することができます。

令和元年5月8日

佐野市長 岡部正英

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
佐野プレミアム・アウトレット
栃木県佐野市越名町2058番地 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
三菱地所・サイモン株式会社
東京都千代田区大手町一丁目9番7号
- 3 変更の概要

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	三菱地所・サイモン株式会社 代表取締役 山中 拓郎	三菱地所・サイモン株式会社 代表取締役 山岸 正紀	平成31年4月1日

- 4 届出年月日
平成31年4月26日
- 5 縦覧場所
佐野市高砂町1番地
佐野市役所3階 産業文化部 産業立市推進課